

1. 件名：「日立造船（株）特定兼用キャスクの型式証明申請（Hitz-B69 型）に関するヒアリング【2】」
2. 日時：令和4年10月11日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官
（核燃料施設審査部門）
甫出主任安全審査官

日立造船株式会社：
脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室
室長 他5名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
資料1 補足説明資料 16-1 16条燃料体等の取扱設備及び貯蔵施設

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	では時間になりましたので今から日立造船の型式証明ヒアリングを始めたいと思います。
0:00:07	資料については事前に資料を送っていただきましたので、
0:00:11	まずは資料に沿って、説明をお願いいたします。
0:00:17	はい。
0:00:18	では日立造船の岡田です。それでは資料一番、補足説明資料 16-1、16 条の燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設について説明いたします。
0:00:32	まず資料の 1 ページ目ですが、この 1 ポツの特定機器、型式証明申請に係る要求事項に対する適合性についてですがまず、
0:00:44	特定機器、型式証明申請に係る要求事項に対する適合性として、16 条の適合性についてですが、
0:00:53	平成 69 方は、使用済み燃料を貯蔵する機能を有するとともに、主に燃料の構造等外への運搬に用いる輸送容器としての機能を併せ持つ
0:01:06	特定兼用キャスク、
0:01:09	となります。
0:01:10	この発電をする、原子炉施設に使用する特定。
0:01:15	機器の設計の型式証明申請に係る安全設計の方針について、
0:01:19	この設計基準対象施設であるHitz-B69 型の実用発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則に対する適合性を、
0:01:33	いかに次のように説明いたします。
0:01:36	ここでこの第 16 条ですが、こちらの適合適合するものに関してつアノ抜粋してご説明させていただきたいと思います。この第 16 条の、
0:01:47	第 2 号、第 2 項の第 1 号、
0:01:51	こちらなんですけどこちらの、
0:01:54	他の燃料体等が臨界に達する恐れがないものとするということ、
0:02:00	ことに関しまして、Hitz-B69 型は、の、安全設計の方針について説明いたします。
0:02:07	一つ目が、キャスク単体として臨界を防止するための設計方針として、
0:02:12	Hitz-Bの 59 型は、次に、AからDでご説明しますが、キャスク単体として使用済み燃料を収納した条件下で、技術的に想定されるかなの場合においても、
0:02:25	燃料、核燃料物質が臨界に達する恐れのない設計としております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	としましては、設備 69 型は、内部に格子状のバスケットを設け、バスケットの格子状の中に使用済み燃料集合体を収納することにより、中燃料集合体を、
0:02:41	所定の幾何学的配置に維持する設計としております。
0:02:46	続きましてB。
0:02:48	中性子吸収能力を有する法曹偏在なく、偏在することなく展開した材料をバスケットの構成部材に使用する設計としております。
0:02:57	Cポツとして、このバスケットは、設計貯蔵期間 60 年間の経年変化に対して、十分な信頼性を有する材料を選定することで、
0:03:08	主張される強度及び性能が貯蔵する摂動期間 60 年を通じて維持され、臨界防止所、有意な変形を起こさず、
0:03:17	構造健全性が保たれる設計としております。
0:03:20	3 ページ目ですが、dポツの、
0:03:24	このHitz-B69 型の臨界評価において、中性子実効増倍率がコンマ 95 以下となるように設計しております。
0:03:32	この際、未臨界性入院の影響を与える因子については、次の四つ五つ。
0:03:39	になります。一つ目が、
0:03:41	乾燥状態及び冠水状態で臨界評価を実施します。
0:03:45	二つ目がバスケット格子内の使用済み燃料集合体は、中性子実効増倍率が最大となる配置とします。
0:03:52	三つ目が、キャスク周囲を完全反射条件。
0:03:56	無限配列とします。
0:03:58	四つ目がバスケット格子の板厚。
0:04:01	格子内のり等の寸法公差や、中性子吸収材の製造公差を考慮します。
0:04:07	そして五つ目が、使用済み燃料集合体の燃焼に伴う反応度低下は考慮いたしません。なお、冠水状態の解析では、
0:04:16	可燃性毒物による反応度抑制効果を適切に考慮いたします。
0:04:21	この設計の方針の二つ目としましては、キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止のための設計方針、
0:04:30	と整理してキャスク相互の抽出干渉を考慮した臨界防止については、中性子実効増倍率がコンマ 95 以下となるように設計いたします。
0:04:41	そしてキャスクの単体として臨界を防止するための設計方針において、キャスクの周囲を完全反射条件として臨界評価することから、キャスク相互の中性子干渉による影響は考慮され、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:53	そして、複数のキャスクが接近する。
0:04:56	等の技術的に想定されるいかなる場合でも、核燃料物質が臨界に達する恐れがない設計としており、
0:05:04	なおHitz-B69型に使用済み燃料集合体を収納するにあたっては、キャスクの臨界防止機能に関する評価でコール選手についての条件または範囲を逸脱しないような措置が講じられることについては、
0:05:18	設置変更許可申請時に別途確認されるものとしております。
0:05:24	続きまして
0:05:27	第3項とは簡易いたしますので、第4項について説明いたします。
0:05:32	この第4項キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第2項第1号に定めるもののほか、
0:05:39	次に定めるものでなければならないということでもまず一つ目の、第1号の使用済み燃料からの放射線に対して適切な遮へい能力を有するものとする。
0:05:51	はい。こちらに関しての安全設計の方針としましては、
0:05:56	小豆燃料集合体から放出される放射線を、
0:05:59	キャスクの本体胴及び蓋部により斜線する設計とし、ガンマ線遮へい材には十分な厚みを有する構成の材料を用いて、
0:06:10	そして中性子の製剤には樹脂レジンを用います。
0:06:15	設計貯蔵期間における中性子遮へい材の熱による遮へい機能の低下を考慮しても、キャスク表面及びキャスク表面から1メートルの位置における線量当量率は、
0:06:26	それぞれが2ミリシーベルトパーアワー。
0:06:30	以下、及び100マイクロシーベルトパーアワー以下となる設計とします。
0:06:35	4ページ目の説明続けます。
0:06:37	そして、Hitz-B69型の遮へい機能に関する評価としましては、
0:06:42	収納する使用済み燃料集合体の種類、
0:06:45	燃焼度、
0:06:46	冷却期間等の条件から、
0:06:48	遮へい評価の不結果が著しくなる。
0:06:52	#NAME?
0:06:59	キャスクの時、形状を2次元でモデル化し、キャスク表面及びキャスク表面から1メートル位置における線量当量率を求めて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:07	先ほど示しました説明しました線量当量率の基準を満足することを確認いたします。
0:07:17	なお使用済み燃料集合体をこのキャスクに収納するにあたっては、遮へい機能に関する評価で考慮した使用済み燃料集合体の種類、燃焼度及び冷却期間に応じた、
0:07:28	使用済み燃料集合体の配置の条件または範囲を逸脱しないような措置が講じられること。
0:07:34	そして、貯蔵施設の損傷によるその遮へい機能が著しく低下した場合においても、
0:07:39	工場等周辺の実効線量は、周辺監視区域外における線量限度を超える方については、設置変更許可申請時に別途確認されるものとします。
0:07:52	はい。ではこの第4項の第2号、
0:07:56	こちらが使用済み燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。
0:08:02	こちらに関しましてのは、
0:08:06	の安全設計の方針としましては、キャスクについて動力を用いなくて、使用済み燃料等の崩壊熱を適切に除去するため、使用済み燃料集合体の崩壊熱をキャスク表面に伝え、
0:08:18	周囲空気等に伝達することにより除去できる設計とします。
0:08:22	この方針としましては、使用済み燃料集合体の温度、
0:08:27	及びキャスクの温度を制限される値以下に維持するという方針としております。
0:08:34	一つ目が使用済み燃料集合体の温度を制限される値以下に維持するための設計方針としましては、
0:08:41	キャスクに収納する使用済み燃料集合体の燃料被覆管の温度においては、沈み燃料集合体の健全性を維持する観点から収納する使用済み燃料、
0:08:51	の種類燃焼度影響期間と、
0:08:54	こちらから除熱評価の結果が厳しくなる重力条件を設定した上で求めた使用済み燃料集合体の崩壊熱及び、
0:09:02	使用済み燃料集合体の燃焼度に応じた収納配置を考慮した除熱解析除熱評価を行い、
0:09:08	燃料種中間の温度について、
0:09:12	燃料の鈴ーアノ累積クリープ歪が1%を超えない温度調査効果の回復により燃料被覆管の体積特性が著しく低下しない温度、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:23	及び水素貨物の再配向により燃料被覆管の機械的特性が低下しない温度以下となるように、キャスクを設計いたします。
0:09:32	二つ目としましては、キャスクの温度を制限される値以下に維持するための設計方針。
0:09:38	となります。こちらは、キャスクの安全機能を維持する観点から収納する使用済み燃料の種類、
0:09:44	ちょっと冷却期間等の条件から、除熱評価の結果が厳しくなる入力条件設定し、
0:09:50	また、収納配置を考慮した除熱評価を行って、キャスクの温度を、構成部材の健全性が保たれる温度以下となるように設計いたします。
0:10:04	また、使用済み燃料使用済み燃料集合体及びキャスクの温度が制限される値以下に維持されていることを強化するために、キャスク外表面の温度を測定できる設計といたします。
0:10:18	なおこの使用済み燃料集合体を収納するにあたっては、
0:10:23	キャスクの除熱機能に関する評価し、考慮した小豆燃料集合体の種類や燃焼度、冷却期間、
0:10:31	これまた配置や、この条件または範囲を逸脱しないような措置が講じられること。
0:10:37	並びに、Hitz-B後 69 型を貯蔵する貯蔵施設が、キャスクの除熱機能を阻害しない設計であり、
0:10:44	貯蔵施設の吸排気高は、
0:10:47	積雪等により閉塞しない設計であること。
0:10:50	6 次キャスク周囲温度及び貯蔵区域における貯蔵施設の壁面温度は、
0:10:56	2.5 項、に示すそれぞれ最高温度以下であること、さらに、貯蔵施設内の周囲温度が非常に上昇しないことを監視できることについては、
0:11:07	設置変更許可申請時に別途確認されるものといたします。
0:11:13	そしてこの第 4 項の第 3 号、使用済み燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつその機能を適切に移管することができるものとする。
0:11:26	にしましては、安全設計の方針としまして、一つ目が、使用済み燃料集合体を内包する空間を負圧に維持するための設計方針としまして、
0:11:38	長期にわたって閉じ込め機能を維持する観点から、キャスクの蓋及び蓋貫通孔のシール部に金属ガスケットを用いることにより、設計貯蔵期間 60 年を通じて、
0:11:49	使用済み燃料集合体を内包する空間を負圧維持できる設計とします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:55	二つ目が使用済み燃料集合体を内包する空間を容器外部から隔離するための設計方針としまして、説明の集合体を内包する空間をキャスク外部から、
0:12:06	隔離する設計として、キャスクの蓋部を一次蓋及び二次蓋による二重の閉じ込め構造とし、
0:12:13	その蓋間を正圧に維持することにより、圧力障壁を形成し、小豆燃料集合体を内包する空間をキャスク外部から隔離する設計とします。
0:12:23	そして三つ目キャスクの閉じ込めの修復性に関する考慮としましては、
0:12:28	万一のキャスクの閉じ込め機能の異常に対して、二次蓋の閉じ込み機能の異常が認められた場合、
0:12:35	においては、小豆燃料集合体内包する空間が負圧に維持されていること及び、
0:12:40	一時豚が健全であることを確認の上、
0:12:43	二次蓋の金属ガスケットを交換し、閉じ込め機能を修復できる設計とします。
0:12:49	また、一次蓋の閉じ込め機能に異常があると考えられる場合には、三次豚を取り付けて、それぞれ施設の外へ搬出できる設計とします。
0:12:58	そしてキャスクの閉じ込め機能を監視するための設計方針としましては、
0:13:02	蓋間の圧力を設定することを測定することにより、閉じ込み機能を監視できる設計とします。
0:13:08	なおこの
0:13:10	万一の閉じ込め機能の異常に対する修復性の考慮がなされていることについては、設置変更許可申請時に別途確認されるものとしたします。
0:13:19	はい
0:13:20	以上でまずは
0:13:23	適合性要求事項に対する適合性の説明といたします。
0:13:30	続きまして7ページ目に移ります。7ページ目の特定機器を使用することにより、発電用原子炉施設に及ぼす影響について説明いたします。
0:13:43	このHitz-B69型を発電用原子炉施設において使用した場合に、
0:13:48	安全性を損なうような施設に、安全の安全性を損なうような影響を及ぼさない設計とします。
0:13:56	なおこの発電用原子炉施設において使用した場合に、この施設の安全性を損なうような影響を及ぼさないことを、
0:14:04	現実を発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:10	設備の基準に関する規則に沿って確認いたします。
0:14:15	そして先ほどと同じように、第 16 項、
0:14:19	第 10 麻生、第 16 条の該当する項目についてご説明いたします。
0:14:25	この第 16 条のまず第 2 項、
0:14:28	第 1 号のハになりますが、
0:14:31	それは燃料集合体、燃料体が臨界に達する恐れがないものとするこ と。
0:14:36	ということで方針、先ほどこちらの、先ほどご説明した方針の通り、
0:14:43	になります。適合性の説明にご説明した通りとなります。
0:14:48	そのため発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさないというふうに 確認しております。
0:14:58	では続きまして、第 4 項の第 1 号、
0:15:01	についてですが、こちらが小豆燃料からの、
0:15:06	放射線に
0:15:08	対して適切な遮へい能力を有するものとするこ と。
0:15:12	ということでこちらも同じく、先ほどご説明した通り
0:15:17	の適合性の説明、
0:15:20	内容、
0:15:21	と同様になりますそして、
0:15:23	その上で発電用現収節の安全性に影響を及ぼさないことを確認して おります。
0:15:31	では続きまして、第 4 項の第 2 号ですが、使用済み燃料の崩壊熱を適 切に除去することができるものとするこ と。
0:15:38	こちら先ほどと接合適合性でご説明した通りです。
0:15:46	そのための発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさないことを確認 しております。
0:15:51	そして第 4 項の第 3 号ですが、4 月の燃料が内包する放射性物質を適 切に閉じ込めることができ、かつその機能を適切に監視することができ るものとするこ と。
0:16:02	こちらの設計方針も、先ほどの適合性の説明と同様となります。
0:16:08	以上より、発電用原子炉施設の安全性に影響防砂ないことを確認して おります。
0:16:14	以上までが進めてちょっと省略いたしました。11 ページまでの説明と いたします。
0:16:23	では続きまして、12 ページに移ります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:27	Hitz-B69 型の構造について説明いたします。
0:16:31	まず、2 ポツ 1、主要設備ということで、Hitz-B69 型は、このBWRであっせんの派遣す。
0:16:40	で発生した所図面量を貯蔵する機能を有するとともに、使用済み燃料の工場等外への運搬に用いる輸送容器としての機能を併せ持つキャスク。
0:16:51	となります。このHitz-B69 型を用いることにより、発電用原子炉施設内のキャスクを用いた使用済み燃料の貯蔵施設、
0:17:01	搬入して貯蔵を行うとともに、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、
0:17:06	このHitz-B69 型の蓋等を開放することなく工場とはいえ、運搬することができます。
0:17:14	このHitz-B69 型は、キャスク本体、
0:17:17	蓋部、バスケット等で構成され、貯蔵施設内において、貯蔵架台を介して床面に設置されます。
0:17:25	これらの構造について次から説明いたします。
0:17:31	まず、キャスク本体ですが、キャスク本体の使用は、同そこ行った中性子遮へい材及び街灯等で構成されており、
0:17:39	同及びそこ行った炭素構成。
0:17:43	日本容器として設計されております。
0:17:45	また胴と外筒の間には主要の中性子遮へい材として樹脂レジンが充填されておりまた銅及び層厚板の炭素高は、使用のがまず戦車A材となっております。
0:17:57	キャスク本体の取扱及び貯蔵中の固定のために、上部の及び下部にそれぞれ、
0:18:05	三井能登ラインを設けており、そして本体のシール部はシール名の防食を目的として生熱交の肉盛溶接を行っております。
0:18:15	続きまして蓋部ですが、蓋部は一次蓋及び二次蓋で構成されております。
0:18:21	一部単線列構成の円盤状であり、
0:18:24	脚本大乘名にボルトで取り付けられ、とじ込み境界が形成されます。
0:18:29	一次蓋には、主要な中性子廃材として樹脂を充填し、
0:18:33	また、一部単線熱交は主要なガンマ線遮へい材となっております。
0:18:38	理事豚は炭素構成。
0:18:40	の円盤状となっており、ボルトでキャスク本体上面取り付けられます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:45	一次ぶた及び二次蓋のシール部に関しましては、長期にわたって閉じ込め機能を維持するために金属ガスケットが取り付けられております。
0:18:55	そして二次蓋もAは、端側であるため、シール部は防食を目的として先月河野肉盛溶接を行っております。
0:19:04	三つ目このバスケットに関しましては、炭素高野。
0:19:08	各勘定の部隊、これをコンパートメントと我々呼びますが、これを束ねた格子状であり、炭素項または鮮烈構成の部材で構成され、
0:19:17	キャスク本体内部に挿入されます。
0:19:20	ここの使用済み燃料集合体はキャスク問題内部でバスケットの所定の格子内に収納されます。
0:19:27	また使用済み燃料の未臨界性を維持するために、中性子吸収能力を有する放射線を偏在することなく低下した材料である中性子吸収材をあわせて配置しております。
0:19:38	また電熱性を向上するために、アルミニウム合金製の電熱ブロックを配置しております。
0:19:48	続きまして2.2、その他の設備等についてもご説明いたします。
0:19:54	まずは一つ目が貯蔵関連部品及び設備としまして、貯蔵時にキャスクに取り付けられる部品として、貯蔵緩衝体貯蔵箇所とアダプターモニタリングポートカバープレート、
0:20:06	同じ同様となります圧力計付温度計つきがあります。
0:20:11	またキャスクは貯蔵時に貯蔵がない上に設置して貯蔵されます。
0:20:17	そして、まず一つ目の貯蔵用緩衝体ですが、これは貯蔵時においてキャスクに加わる衝撃を吸収するために取り付けられるものであり、キャスク本体上部及び、
0:20:27	下部にボルトで取り付けられます。
0:20:30	貯蔵用緩衝体アダプタ、次に貯蔵緩衝体アダプターについてですが、こちらは、その緩衝体とキャスクの間に設置され、キャスク本体上にボルトで取り付けられます。
0:20:43	爪がモニタリングポートカバープレートで、これは二次ぶたになりますが、一部他のに豚で形成される空間の圧力を監視するための圧力見識を取り付けるための、
0:20:55	くぼみが設けられており、このくぼみを防ぐために、モニタリングポートカバープレートが設置されます。
0:21:03	圧力検出器ですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:05	こちら側の、通常中の一部他の中豚の空間部の圧力を監視するために、二次蓋の外面に設置されます。
0:21:14	温度計つきになりますが、温度検出器は、貯蔵中のキャスク表面温度を監視するために、キャスク外表面に設置されます。
0:21:24	摂動がよいにしましては、貯蔵中にキャスクを横置状態に維持するために、キャスク取る画面の間に設置されます。
0:21:33	これはキャスクの上部及び下部トラニオンの 1 ずつを用いて、
0:21:38	つどうが内にキャスクを固定いたします。
0:21:43	続きまして輸送関連部品及び設備について説明いたします。
0:21:49	これは輸送時にキャスクに取り付けられる部品になります。
0:21:52	輸送緩衝体参事豚モニタリングポートカバープレートから構成されま す。
0:21:59	また、キャスクは輸送時には移送が大上に設置されて輸送されること になります。
0:22:06	まず、輸送用緩衝体ですが、これは移送中にキャスクに加わる落下等 の、
0:22:11	衝撃を吸収するために取り付けられるもんものであり、キャスク本体上 部及び下部にボルトで取りつけられます。
0:22:19	次に三次蓋ですが、これはキャスク本体上部にボルトで取りつけること になります。
0:22:24	30 分程度は、輸送時のとじ込み機能を維持するために、シール部にゴ ム製のＯリングは取り付けられます。
0:22:33	で、モニタリングカバープレートこれ輸送になりますが、こちらは二次蓋 のくぼみを防ぐために設置されます。
0:22:40	このモニタリングポートカバープレートはシール部にＯリングが取りつけ られます。
0:22:45	そして輸送架台ですが、理想が大和移送中にキャスクを横置状態に保 持し、輸送車両等に固定するために用いられます。
0:22:54	その中のキャスクは、キャスクの上部及び下部トラニオンの 1 ずつを用 いて、理想形に固定されることになります。
0:23:04	はい。これらの構造及び仕様につきましては、それぞれ、次、次のペー ジ以降の図 1 から 8 及び城市に示しております。
0:23:15	この 15 ページにしましては、ここきっちり後 69 型の構造図になりま す。
0:23:21	そして 16 ページのには、本体の断面図となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:28	そして、17 ページの図 3 は、本体の、同じく本体の断面図。
0:23:33	これは 7k 方向の断面図になります。
0:23:37	で、図 4 は一次蓋、
0:23:39	になります。
0:23:41	の構造になります。
0:23:44	そして、19 ページが、一次蓋の貫通孔の構造図。
0:23:49	そして 20 ページが、二次蓋の運営構造図。
0:23:53	21 ページが、二次蓋の貫通孔になります。
0:23:59	そして 22 ページ及び 23 ページ目にバスケットの構造を示しております。
0:24:11	では 24 ページ目に移ります。
0:24:14	はいこちらの表 1 に一部 69 型の使用について示しております。
0:24:21	まず Hitz-B69 型の使用前質量ですが、約 119 トン。
0:24:27	先方としましては全長が約 5.4 メートル、外径が約 2.5 メートルとなります。
0:24:34	使用済み燃料集合体、BWR の収納体数は 69 体。
0:24:39	そして最大崩壊熱量は約 12.8 キロワットと。
0:24:43	なっております。
0:24:46	企業材質に関しましては先ほど説明した通り、
0:24:50	になります。
0:24:54	そして内部充填ガスにつきましてはヘリウムガスシール材は金属ガスケットを用いており、そして閉じ込め監視方式は圧力検出器による蓋間圧力監視となっております。
0:25:06	なお先ほど同じく説明させていただいた通り、工場等外へのお話は、後もうリングをシール材とした三次蓋を裝飾いたします。
0:25:19	では続きまして 25 ページ目の設備 69 型の収納条件。
0:25:24	になります。
0:25:25	この使用済み燃料集合体の市及び収納 1 条件、
0:25:29	こちらは、Hitz-B69 型に、主
0:25:33	まず燃料仕様が 26 ページに示す表 2 に示します、使用済み燃料集合体の仕様となります。
0:25:42	また、Hitz-B69 型の使用済み燃料集合体の収納 1 条件、
0:25:46	こちらが 27 ページから 30 ページに示しておりますように、配置への主に配置中の条件を示しております。
0:25:56	そして、31 ページ目に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:58	使用済み
0:26:01	なのですが、
0:26:02	図 29-2 及び図 9-4 の収納 1 条件においては、地図燃料集合体書類及びその日中の位置によって、軸方向燃焼度が、この
0:26:15	31 ページ目の図 9.9-5 に示す軸方向燃焼度の条件を満たすことを、発電用現収設置者により確認された使用済み燃料を収納可能としております。
0:26:30	こちらの配置 1 から 4、こちらに関しましてはまた別紙の
0:26:37	これが別紙の 4 ですね、別紙のように、
0:26:41	でまた説明させていただきますので
0:26:46	説明させていただきます。
0:26:49	てことで続きまして 32 ページ目に移ります。
0:26:55	貯蔵施設の前提条件について説明いたします。
0:26:59	このHitz-B69 型を使用することができる貯蔵施設の概要図、こちらを図中に示しております。
0:27:06	その施設は、キャスクキャスクを床面に設置するための貯蔵外及びキャスクの受け入れに使用する設備等から構成されております。
0:27:17	この
0:27:19	貯蔵施設で使用するための前提条件というのを、次の表、ページの表 3 に示しております。
0:27:27	また、別紙 1 には、この
0:27:30	燃料して取り扱い等をない及び貯蔵施設内における設備 69 型のハンドリングフローの例を示しております。
0:27:41	では 33 ページ目の、質疑 69 型を通常施設使用するための前提条件について説明いたします。
0:27:48	まず周囲温度ですが、最高温度は 50℃、最低温度が-22.4 度時としております。
0:27:56	そして直接の壁面温度は最高 65 度C、
0:28:00	当初、
0:28:02	おります。
0:28:03	その施設の第 1 はコンクリート塗装されたコンクリートで、放射率はコンマ 8 以上としております。
0:28:12	では 34 ページ目に移ります。
0:28:14	5 ポツの設備 69 型の設計貯蔵期間について説明いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:21	まず、要求事項に関しましては、この特定機器の設計の型式証明申請において、特定兼用キャスクの接道機関に関する要求事項としまして一つ目が、
0:28:33	設置許可基準規則、要求事項、
0:28:36	こちらのこちらのまずポツとしまして設置許可基準規則解釈別記
0:28:43	4
0:28:44	第 16 条第 5 項、
0:28:48	第 16 条第 2 項第 1 号は、及び同条の第 4 項各号を満たすために、兼用キャスクは、当該軽油キャスクを構成する部材及び使用済み燃料の経年変化を考慮した上で、
0:29:01	その済み燃料の健全性を確保する設計とすること。
0:29:05	ここで、兼用キャスクを構成する部材、
0:29:08	及び使用済み燃料の経年変化を考慮した上で、小豆燃料健全性を考慮する設計とは、一つ目が、設計と同期間を明確にしていること、そして設計規格集う期間中の温度、
0:29:21	放射線等の環境条件下での経年変化を考慮した材料及び構造であること。
0:29:27	という要求事項になります。
0:29:29	二つ目が原子炉発電所施設内、敷地内での、
0:29:34	輸送貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済み燃料の貯蔵に関する審査ガイド、
0:29:40	この確認事項としまして、4.6 の設計貯蔵期間、
0:29:46	には、示されてる内容としましては、審査における確認事項として、設計貯蔵期間は、設置変更許可申請書が明確にされていること。
0:29:55	そして確認する内容としましては、
0:29:58	設計都合期間は、当該設計通常期間中の兼用キャスクの安全機能を評価するにあたり、材料及び構造の経年変化の考慮号炉のための前提条件となるため、
0:30:09	設置変更許可選出許可申請書で明確にされていることと要求になります。
0:30:18	では続きまして 35 ページ目に移ります。
0:30:21	これらの要求事項への適合性について確認いたします。
0:30:25	まず設置許可基準規則への適合性としまして先ほど、しました通り、設計等期間を明確にしていること、設計貯蔵期間中の温度放射線等の環境下での、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:37	健康考慮した材料及び構造であること。
0:30:40	こちらに関しましては、設計作業期間は、唐木先生所で 60 年と明確に、
0:30:45	記載しております。
0:30:48	続きまして審査ガイドへの適合性としましては、
0:30:53	清家都築間が当該設計貯蔵期間中の経営キャスクの安全機能を評価するにあたり、材料及び構造の経年変化の考慮を行うための前提条件となるため、
0:31:04	こちらは設置変更許可申請書で明確にされていること。
0:31:09	ということで、この設計貯蔵期間はまずし、型式証明申請する明確にされており、
0:31:16	清家津野期間中のHitz-B69 台の材料及び構造の健全性については、これはこうします。6 の(5)で説明いたします。
0:31:29	それでは続きまして 36 ページ目に移ります。
0:31:33	ではこのHitz-B69 型の安全設計について説明いたします。
0:31:41	この第 3 項の使用済み燃料の収納条件を踏まえて、設計貯蔵期間 60 年において、一部 69 型が有する安全機能、臨界防止機能、遮へい、除熱、閉じ込め、
0:31:52	を維持できる設計とします。
0:31:54	この特定キャスクの構成部材については、積雪の期間中の温度、放射線等の環境及び当該環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化に対して、
0:32:06	十分な信頼性のある材料を選定し、その必要される強度、性能を維持することで、ツツミ燃料の健全性を確保する設計とします。
0:32:16	それぞれの適合性については、また安全機能、健全性に関する要求事項への適合性、こちらは、それぞれ、補足説明資料で説明、また後日説明させていただきたいと思えます。
0:32:32	臨界防止機能に関しましては補足説明資料 16-2、
0:32:36	遮へい機能に関しまして補足説明資料 16-3。
0:32:39	除熱機能に関しましては補足説明資料 16-4。
0:32:43	閉じ込め機能に関しましては補足説明資料 16-5。
0:32:47	について説明させていただきます。また長期健全性に関しましては、補足説明資料の 16-16 を準備して説明させていただきます。
0:33:01	では都築さん 17 ページ目に移ります。
0:33:06	7 ポツのHitz-B69 型の蓋間圧力等の監視について説明いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:12	要求事項としましては、先ほどの設置許可基準規則、
0:33:20	及び審査ガイド、
0:33:23	による要求事項になりますますがまず、設置許可基準規則要求事項につきましては、使用済み燃料が来訪する放射性物質を閉じ込めることができ、
0:33:33	かつ、その機能を適切に監視することができるものとするということという要求になります。
0:33:38	また、解釈の第4貸し解釈別記4の第16条第4項、
0:33:45	では、放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に管理することができるとは、
0:33:52	次項に示す設問他、
0:33:55	ちょうど事業。
0:33:57	許可基準規則解釈第五条第1項第1号及び第2号、並びに第17条第1項復興を第1号に規定する事務キャスクの設計に関する基準を満たすことを言いますと、
0:34:11	ありまして、適切に関することができるとは、
0:34:15	蓋部が有するとじ込み機能を監視できることという要求時になります。
0:34:21	続きまして審査ガイドの要求事項としましては、
0:34:24	安全機能の確保、とじ込み機能には、以下のように示されているということで、審査による各における確認事項としましては、
0:34:32	設計上想定される状態において、兼用キャスクを内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができること。
0:34:40	そして確認内容としましては、
0:34:42	長期間にわたってとじ込み機能を維持する観点から、耐熱性、耐食性を有し、耐久性の高い金属カーペット等のシールを採用するとともに、
0:34:52	蓋部を一次蓋と二次蓋の20年、
0:34:56	一部だと、20分だとの間の圧力、これを高松翌年ますか、監視することにより、蓋部が有するとじ込み機能を監視できること。
0:35:05	また、自然現象等に対する経営キャスクの設計の監視機能には、以下のとしましては、
0:35:13	まず、審査における確認事項として、蓋間圧力及び兼用キャスク表面温度について適切な頻度での監視をすること。
0:35:21	そして確認事項としましては、
0:35:24	北側の圧力を適切な頻度で監視すること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:27	ここで適切な頻度とは、閉じ込め機能が低下しても、APガス等の放出に至る前に、
0:35:33	FLIPシール部の異常を感知できる頻度。
0:35:36	これを言いまして、黄色の設定にあたっては、設計通常期間中の兼用キャスク発熱の低下。
0:35:43	周囲環境の温度変化及び蓋間圧力の変化を考慮します。
0:35:48	そして兼用キャスクの表面温度適切なを頻度で監視すること、たとえこの適切な頻度とは、除熱機能が低下しても、兼用キャスクや連絡管が健全であるうちに、
0:35:59	異常を検知できる頻度を言います。
0:36:01	この要求事項への適合性として、
0:36:05	まず審査ガイド、
0:36:06	の
0:36:08	確認事項に、確認内容について適用することを確認します。
0:36:13	こちらは先ほどの 6 ポツで、
0:36:16	説明したまず
0:36:20	高は圧力を監視することにより、蓋ふた部が有するとじ込み機能を監視できることは、先ほどの 6 ポツの(4)、
0:36:29	6 ポツの方で、次の各各論で説明しております。確認、説明いたします。
0:36:35	そして、蓋間圧力を適切な頻度に関する、
0:36:38	また、軽量キャスク表面を適切な頻度で監視することについては、型式証明の申請範囲外。
0:36:45	こちら設置変更許可時許可時の確認事項としております。
0:36:57	では続きまして別紙の方に移りの説明に移ります。
0:37:04	まずHitz-B69 型の別紙 1 のHitz-B69 型のハンドリングフロー例について説明いたします。こちらは別紙の 1-2 から 1-3。
0:37:15	まずこちらが、燃料取扱棟内におけるHitz-B69 型のハンドリングフロー例として示しております。
0:37:24	はい。燃料をまず装荷して、一次蓋を取りつける 1-1、そして、1-2 で容器吊り上げ移動映りおろしをいたします。
0:37:34	1-3 の排水真空監査を活性ガス充填一次蓋密封確認をいたします。
0:37:41	1-4 で二次ふた取付。
0:37:43	蓋間圧力調整、二次ふた入戸確認をいたします。
0:37:49	次の 1-5 で、貯蔵用緩衝体アダプターを取り付けます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:53	1-6 で容器を移動し、1-7 で容器を横倒し、1-8 貯蔵用緩衝体を取りつけいたします。
0:38:04	では別紙 1-4 に移ります。
0:38:06	つきましてちょうど説明による、おけるHitz-B69 型のハンドリングフローについて説明いたします。
0:38:14	2-1 で、先ほどの
0:38:17	容器をトレーラーで急いで搬送いたします。
0:38:21	そして、2-2 で一次蓋受け部へ移送。
0:38:24	2-3 で移送装置へ載せ替えます。
0:38:30	こちらの場合は一次受け台多大に乗せて、載せ替えをします。そして 2-4 で移送装置での移送をします。
0:38:39	続きまして 2-5 で、都度金井木曾への設置をいたします。そして元禄で監視装置を取り付けいたします。
0:38:51	この後貯蔵を開始いたします。
0:38:54	続きまして別紙 1-6 からは、貯蔵施設における貯蔵から保管建屋へ移送するというプロセスになります。こちらは貯蔵しているものから搬送する。
0:39:05	プロセスになりますが、3-1 で缶装置を取り外し、
0:39:09	3-2 で貯蔵架台基礎から移送し、
0:39:12	3-3 で 1 次受け台に移送します。
0:39:15	布施さんの 4 で、トレーラーへ載せ替え保管建屋に移送いたします。
0:39:21	次の別紙 1-7 ですが、3-5 で、貯蔵用緩衝体を取外し、三階建て起こし、
0:39:28	そして 3-8 する 3 アノ一つ増えますが、その次に用黄色でこの、ここでの 3-8 で、貯蔵緩衝体アダプターを取り外します。
0:39:38	そしてこの次の別紙 1-8、3-9 で、三次蓋を取り付け、
0:39:43	三次蓋の密封を確認をします。
0:39:45	そして、山の中で容器を移動し、
0:39:48	その 11 で横倒しをし、
0:39:51	3-12 で、輸送用緩衝体の取り付け、搬出をいたします。
0:40:01	はい。そしてこの 3-12 以降で、この輸送用緩衝体を取り付けたことによって、が
0:40:06	高度郊外へ向上し、
0:40:10	使いへの監査の廃止といたします。
0:40:19	では続きまして別紙 2 のバスケットの構造についての説明に移ります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:25	こちらの別紙 2 では、バスケットの話、バスケットの構造について説明いたします。
0:40:32	まず、コードの概要としまして、このHitz-B69 型のバスケットは、コンパートメント先ほど説明しました各中部、カクカク型の、
0:40:42	肝となりますコンパートメント、そして臨界防止のためにコンパートメント間に、
0:40:48	中性子吸収材を配置し、そしてこのコンパートメント間の隙間を保持するスペースは、これを束ねて、径方向の荷重を支持するためのサポートプレート。
0:41:00	そして、上部格子枠及び底部プレートというので構成されております。
0:41:07	このHitz-B50、そしてこのHitz-B69 型と非対 52 型の違いとしてしましては、Hitz-B52 型はバスケットの全長にわたってコンパートメントで構成しております。
0:41:19	そしてその上、上部及び下部を上部プレート及び底プレートで配置して、
0:41:24	おります。
0:41:25	一方でこのHitz-B69 型のバスケット上部構造は、
0:41:29	全長コンパートメントするのではなく、この図別-2-1 に示しております通り上部格子枠一部、
0:41:37	配置しております。
0:41:38	この部分に関しましては、燃料集合体の燃料有効部、よりも上部の部分を、この格子枠に絞り、そしてこの部分コンパートメントの部分では、中性子
0:41:51	吸収材を配しておりますので、
0:41:57	臨界防止設計上問題ないような構造としております。
0:42:04	この構造の
0:42:08	見直しといたしますか変更といたしますか、に関しましては、キャスク重量が、もともとB52 からB69 型においてはキャスク重量が説明の集合体、
0:42:19	の増加分だけ増加分増加することになると。
0:42:22	ありますが一方で、
0:42:24	このタスクの取扱制限重量は同 52 型も 69 型も、
0:42:29	同様であるために、
0:42:31	この
0:42:35	バスケット自体の重量低減というのを我々目指しておりました。そのために、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:40	この全長コンパートメントするのでなく、上部に関しましては、格子枠を設けることによって、
0:42:49	さらに臨界設計上も、こちら講師中性子配置するの、配置しないことに、配置を、
0:42:57	見直すことによって、重量低減を図ると、部材の重量低減を図ることとしました。
0:43:03	こちらは先ほど図別-2-1で、見ていただけたと思います。
0:43:08	このバスケット全体構成としましては、回収のコンパートメントこちらの別図の別の2-2、
0:43:17	の、
0:43:18	項を見ていただきたいんですが、
0:43:20	このコンパートメントをサポートプレート等で結合して、上部が上部工通訳を配置して、そして例えばプレートのボルトで鼎立することで全体の構造を形成しています。
0:43:32	このサポートプレートというのがコンパートメントの外側に配置されているこのプレートになります。
0:43:38	こちらはこの図、別の2-(2)-2の図で示したような幸運構造となっております。
0:43:49	そして、これらを、
0:43:51	クランプ等の部材で連結締結しております。
0:44:00	このクランプ構造に関しましては、
0:44:05	こちらがない場合には、コンパートメントはキャスク本体の内のごく限定された範囲で径方向に広がる方向に変位する可能性があるんですが、このクランプ構造を設けることによって、
0:44:17	この変位拘束、そして大きな衝撃加速度が発生する場合には、この変位を制限するという機能を持っておりまして、そのためこのコンパートメント、
0:44:28	大きな衝撃荷重がかかりましても、コンパートメントスペーサー。
0:44:32	中性子吸収材の規格的配置が損なわれない構造となっております。
0:44:41	それは続きまして別紙の2-5の説明に移らせていただきます。
0:44:45	先ほど説明のありました、クランプ構造についてですが、これはサポートプレートの締結こうするための構造体。
0:44:53	ということで、
0:44:56	こちらの図の別の2-3、こちらクランプの概要というところで、部材に関して説明しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:05	このクランプ構造は、バスケットの構造強度解析ではサポートプレートを締結する要素としてモデル化しております、
0:45:13	そしてこれは、この設計方針、設計思想としましてはHitz-B52型と同様としております。
0:45:20	これは以前公開されてる資料こちらのMA035RD。
0:45:27	X04の
0:45:28	Aリージョン01B52型のバスケットの概要というところで、詳細に説明しております。
0:45:34	こちらの考え方と同様としております。
0:45:38	このHitz-B52型では、クランプはバスケット外側から挟み込む構造方式としておりますが、この一方でHitz-B69型では、アノサイトしましては、この外側からではなくて、
0:45:49	バスケット上部及び下部側から挟み込む構造となっております。
0:45:55	これはですね燃料、
0:45:58	先ほどのバス燃料集合体の増加によるバスケット外径や重量の増加に対して、バスケットの外気や重量の低減を図るという目的のために、
0:46:09	配置の仕方を少し変更しております。しかしながら、このクランプの機能としましては、1B52型で説明させていただいたものと、
0:46:20	同様の機能そして同様の評価方法となっております。
0:46:24	ですから設計思想としては同様と。
0:46:26	ということになります。
0:46:29	はい、クランプバスケット、クランプ等に関しまして説明は以上となります。
0:46:38	では続きまして、この別紙3のバスケット材料の適用について、こちらのSG295の材料についての説明をいたします。
0:46:49	こちらは先ほどのバスケットの構造の中で
0:46:54	コンパートメントという材料がございますが、こちらのバスケットの格子コンパートメントを使用する材料を、今回はSG295という材料を適用したいと考えております。
0:47:06	これはですね安めの金属キャスク
0:47:11	金属キャスク構造規格ではバスケット材として使用できる炭素高としては、JISのG-3118が規定されていると。
0:47:20	だから、Hitz-B52型は、この同材料を適用しておりますが、今回の比率B69型においては、先ほどのキャスク重量低減の目的、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:31	一つとして、バスケットコースに使用する材料を、板厚制限もともと実A G318 は、6mmリーカー6mm。
0:47:46	という制限がございますが、今回野地知Gの 316 のこの材料を使うことで、その 6mm制限よりももっと板厚を、
0:47:55	減らすことができる。そして、そのためバスケットの重量低減を図るということを目指しました。
0:48:01	そのためこの材料の適用を考えております。
0:48:06	ここでこの
0:48:08	材料の評価に関しましては、JAS眼の材料規格、
0:48:13	こちらで
0:48:17	この材料規格のPart II の第 1 章代表 1 での使用する材料の規格に規定されてない材料に対しては、同規格の添付 1、
0:48:27	新規材料ガイドラインに従いデータを整備することで、本格
0:48:31	規格に登録する方法というのが、規定されております。
0:48:35	ですから今回この材料の評価に関しましては、この新規材料ガイドラインに従って評価することで、バスケット材として使用できるという確認をいたしました。
0:48:45	その評価については、続きまして、説明いたします。
0:48:50	このSG295 のバスケット材への適用性としましては、このガイドライン、地域材のガイドラインに基づいた手法で、SG295 の引張特性を取得し、
0:49:03	材料規定を定めることとしました。
0:49:05	このバスケット材料への適用性としましては、
0:49:09	この材料規格にバスケット材料として、金属キャスク構造規格にバスケット材料として、
0:49:15	記載のあるG3118、これがSGV材となりますが、こちらの化学成分が同等といえる劣化発電。
0:49:25	鋼材であることを確認しますこれが、まず別の 3-1 の表。
0:49:32	なります。そして、年間発煙鋼材であることから、クリープや長期健全性の観点では問題がないと。また、新規材料ガイドラインに基づいて、
0:49:43	引張特性を取得し、そして使用温度における設計降伏点等の材料規定を定める。
0:49:50	というところで、この材料は使用できると。
0:49:53	考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:56	そして先ほど化学成分についてはどうであるということが表別の別の 3-1 に示しております、同じく機械的特性に関しましては、表の別の 3-2 に、
0:50:08	示しており、このSG25 台が、この実時 3118 と、
0:50:16	大きくは変わらない。
0:50:18	それで黒点と使用する、強度によって変わりますが、
0:50:22	このうちアオキ変わらないことが確認できると。
0:50:25	いうことで示しております。
0:50:31	なお補足としましては、材料規格の候補口座への共通要求事項を考慮して、このSG2 機母材は切るぐらいから製造という要求はしになります。
0:50:46	では続きまして別紙 3-3 についてですが、
0:50:50	続きまして 3 ポツの基本的安全機能への影響について説明いたします。
0:50:56	SG295 台は、この化学成分が先ほどのJISGの 311 発動であることから、臨界防止機能や遮へい機能及び除熱機能の評価においては、
0:51:07	同様の物性値で評価することができると。
0:51:10	さらに構造評価においては、この先ほどの新規材料のガイドラインに従って適切に材料規定を設定すれば、JISG3118 と同様に評価をすることができます。
0:51:23	従って、各解析により適切に基本的安全機能の評価することで、このSG材を用いることの問題、
0:51:33	の妥当性といいますか問題のないことを確認できます。
0:51:37	はい。
0:51:38	では続きまして、4 適用範囲に関しましては、一つ目が設計上期間は 60 年以下、そして二つ目が、バスケットが終了されるキャスク本体内部には、
0:51:50	設計期間中ヘリウムガスを封入し、付加生活雰囲気維持されていること。
0:51:55	そして三つ目、バスケットは耐圧構造でないこと。
0:51:58	そうすよ。決めホンザイがV材として使用しないことという範囲を設定しております。
0:52:06	そして材料規定に関しましては、次の別紙 3-4 及び別紙 3-5 に示しております。
0:52:13	先ほどのガイドラインに従って定めた材料規定、そして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:20	使用する材料規格としましては次辻井の 316 のSG295 台、
0:52:28	そのまま用いることにします。そして、設計応力強さに関しましては、この別の 3-5 の表に表別の山のように示した通りと。
0:52:38	なっております。そして、設計許容引張を許容引張応力、
0:52:44	関工区。設計引張強さに関しましても同様に別の別紙の 3 の方に示した対応。
0:52:51	使用することとしています。これらの値については、李辻井さんイチジク定められた状態を基準として、各本部における強度を常温の強度で基準化したトレンド曲線による、
0:53:04	を用いており、うちのガイドラインの手法をそのまま適用しております。
0:53:11	では、別紙別紙の 33 については、説明は以上になります。
0:53:18	では続きまして、別紙別紙の 4、使用済み燃料を収納配置の考え方について説明いたします。
0:53:26	こちらは
0:53:28	キャスクの基本的安全機能を維持するための遮へいや除熱等の制限に対して、
0:53:33	収納対象状況を適切に収納する必要があることから、図面料の収納配置に制限を設けることとします。
0:53:41	として対象の燃料としましては、4 種類。
0:53:45	8×8 燃料、新型 8 燃料、新型 88 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 88 燃料としております。
0:53:55	そして、この収納配置の方針としましては、基本的な 1 の方針としては、キャスクの基本的安全機能を満足するため、そして資料の異なる燃料の効率的な運用、
0:54:07	行うために、各使用済み燃料は、混載を行います。さらに退職、使用済み燃料は、組み合わせによっては、中央部と外周部に、
0:54:18	ねんりんピック間をぬ制限温度が異なるものを配置することになりますので、方針としましては、次のようになります。
0:54:28	一つ目は、高燃焼度 88 年の終了する場合は、遮へい評価で制限値を満足するために、外周部に線源強度 10 燃料を交際することとします。
0:54:38	これは後の配置 3 及び配置 4 になります。
0:54:43	燃料の種類によって燃料被覆管制限温度が異なることから、
0:54:47	この制御本部が低い新型発電量及びもしくは 88 燃料を外周部に配置します。これは配置 II 及び配置 3 になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:58	効率的な運用のため、燃料被覆管の制限温度が低い心が 82 及び 8 燃料のみ収納できる配置を準備いたします。これは配置位置になります。
0:55:10	そして新型 8 燃料もしくは 8 燃料外周部に配置する場合において、
0:55:15	除熱解析の結果、部分的に燃料被覆管温度が制限値を超えるもの。
0:55:21	ダウン症児た場合には、
0:55:23	利益完成業務が高い、新型 88 燃料、8、15 人の間燃料に置き換えることによって、会長制限燃料の制限を満足する。
0:55:34	配置といたします。これが最終的に配置 3 となっております。
0:55:41	では続きまして別紙 4-2 について説明いたします。
0:55:45	先ほどの基本的な方針を踏まえまして、それぞれの配置位置からは 14 を設定いたしました。
0:55:53	まず、配置位置に関しましては、遠慮期間制御棒が低い新型 8 燃料及び 8 燃料のみを収納するための配置としております。
0:56:02	これは図の別-4-1 に示してます。
0:56:05	これは両方とも、入れる燃料がすべて燃料被覆管制限温度が同じであることから、収納対象となる燃料のうち、発熱が高くなる新型 8 燃料、
0:56:16	そしてさらにこれは燃焼度は 3 万 8000 円。
0:56:22	以下のものを中央に配置、そしてその他外周部に配置するという考えで配置しております。
0:56:27	の外周部については新型 88 でも 8 のどちらでも収容できるとしております。
0:56:34	続きましては市の考え方ですが、
0:56:37	新型 8 ジルコニウムライナ燃料及び新型 8 燃料を収納するための配置としたり、これは図の別-4-2 に示します。
0:56:46	この一般的にキャスク中央部の方は、キャスク周辺部に比べて除熱解析の結果温度が高くなる。
0:56:52	ということで、燃料被覆管を制限温度が高いもの、
0:56:57	高くなる。
0:56:59	10 月 8 月ぐらいの燃料中央部に収納、そして、燃料被覆管温度が低くなる制限温度になる、新型 8 年の外周に配置するという考えのもと、愛知を決定しております。
0:57:10	なお外周部に関しましては新型 8 月と新型 8 個ぐらいの燃料どちらでも、
0:57:16	外注のできるものとしてます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:20	配置さんの考え方ですが、高燃焼度 8 年の新型 85 年内の燃料及び新型Gの収納するための合図として、これは図一別紙一3 に示します。
0:57:32	これは配置 II と同様に、客中央部に、高燃焼度 8 遠慮制限ほどが高いもの。
0:57:41	募集の、そして外周部に新型 8 燃料を収納する配置であるが、除熱解析の結果、一部、燃料全体の温度が高くなることから一部の、
0:57:52	中間部と呼ばれる配置の部分が、200 度の制限を超えるということで、こちらに新型 8 燃料ではなくて、
0:58:01	別途、新型 8 月の 10 行皆燃料を収納することで、燃料の、
0:58:07	制限を満足する配置としております。
0:58:12	続きましては 1-4 ですが、こちらは新型 89 名燃料及び高燃焼度 8 燃料を収納するための配置としております。
0:58:21	こちらはなるべく発熱量等が高いものを配置したいという考えのもと、設定した配置となりますが、高燃焼度 88 燃料の収納、
0:58:32	考えた場合遮へいや除熱の制限がございますので、そのため収納する 69 体全体をフォーメーション 88 燃料とするのが厳しくなることから、
0:58:42	回収分には、線源強度や発熱量に困る。
0:58:46	新型 85 年の間燃料を収納することとしてます。
0:58:51	これは全体燃料期間制限温度 300 度となる高い燃料を配置すること。
0:58:58	すべて排出できる設定をしております。
0:59:02	こちらはそれぞれの配置に関しましては別紙 4-4 から別紙 4-7 までそれぞれ示しております。
0:59:12	そして、別紙 4-8 に移りますが、それぞれのそれらの安全機能に関する評価本市基本的安全機能の評価方針、こちらをこの表別のものにまとめております。
0:59:25	まず臨界防止機能に関しましてはこちらの配置制限というよりは、点数を初期濃縮度が高い高燃焼度 8 燃料とした保守的な条件で評価を実施いたします。
0:59:38	続きまして遮へいに関しましては、1-4、こちらは制限を線源強度が最高となる条件ということで、こちらを評価条件としております。
0:59:49	そしてその他の条件は、配置 4 で代表されます。
0:59:53	続きまして除熱に関しましては、構成部材と燃料被覆管の温度、それぞれ別として、
1:00:01	考えそれぞれ区分けして考えますが、まず構成部材、
1:00:06	に関してキャスク全体に関しましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:09	1本が発熱量が最大となることから、構成部材の温度が最大となるという考えのもと、最賃を代表、
1:00:18	として評価をしております。
1:00:20	そして燃料被覆管温度に関しましては、それぞれ個別に配置位置から配置をまで個別に評価を実施し、一つは、
1:00:30	年間制御棒が300℃となるものの代表、そしてもう一つは、値引き買うのが200℃、
1:00:38	となるものの最高のうち最高のものを制定しているということで、まず一つ目が配置4に関しましては、年初の88燃料は最高温度となることから、配置4を、
1:00:50	の結果を代表として示しております。
1:00:53	続きまして先ほど燃料被覆管制限温度200℃となるもの。
1:00:58	その内、新型8燃料が最高温度となったため、こちらの結果を節配置3で最高となるため、こちらの結果を評価として示しております。
1:01:10	最後の閉じ込めの評価に関しましては、これは構成部材大野が最高となるという条件を選定し、評価しております。
1:01:19	つまりは14
1:01:21	の代表として評価をいたしております。
1:01:26	それでは今回の収納資料の説明は以上となります。
1:01:36	規制庁の松野です。
1:01:40	今説明が、
1:01:43	という内容で、最初の要求事項に対する適合性の説明は、
1:01:52	基本っていうかもうほぼ、
1:01:54	申請書の本文通りで、
1:01:58	補足説明資料も書かれてて、
1:02:01	全く同じ。
1:02:03	理解でよろしいですね。
1:02:06	はい、ご理解通り再申請書の内容を、の記載と同じものとなっております。
1:02:12	で、今日の説明では、
1:02:14	その9月の15の審査会合で、
1:02:19	パワポ資料であった。
1:02:22	評価結果。
1:02:24	に対する、
1:02:26	具体的なその成立性見通しっていうのは、また個別で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:30	説明されるってということで、
1:02:33	まだ資料は作成中ということになるんでしょうか。
1:02:39	はい。評価結果につきましては、数はい資料作成中で、その資料に関しましては、この 36 ページ目のそれぞれの評価結果というのは、
1:02:49	こちら 36 ページ目の 6 と II の安全設計で、
1:02:54	記載しておりますように、それぞれの補足説明資料を準備して、詳細に説明させていただきます。
1:03:03	今日の説明は、
1:03:05	あれですか、前回のその審査会合であったコメント回答が一応メインな説明になるっていう理解でよろしいですか。
1:03:16	はい前回の背弧面等、回答は、はい主に反映させた資料となっておりますそのためこの概要の説明のところの第 16 条の、
1:03:27	全体の説明に加えて、はい前回のヒアリング審査会合で、コメントのあれを別紙で必要に応じて抜き出して進めさせていただいております。
1:03:41	規制庁松宮さん、了解しました。
1:03:46	ちょっと今からちょっと気づいた点も含めて、ちょっと記載の確認をしたいんですけども。
1:03:53	まず補足説明資料のこの 13 ページ目の、
1:03:58	貯蔵用関連部品及び設備で、
1:04:03	貯蔵用緩衝体アダプターっていうのがあるんですけど、緩衝体を取りつけるにあたってのこのアダプターが多分つくかと思うんですけど。
1:04:12	こちらは、
1:04:13	安全機能上の関係と、もしくはその構造共同との関係では、
1:04:18	どのような位置付けのものになるんでしょうか。
1:04:24	はい。このアダプターに関しましては、津野、20、これほぼ
1:04:34	日立造船社です。
1:04:36	貯蔵用緩衝体型に関しましては特にこれが安全機能を担保する部材というものではなくて、衛藤丹この長貯蔵用緩衝体。
1:04:47	を接続するにあたって本来
1:04:51	輸送用緩衝体をつける場合には参事豚がついた上でつくというところに対してそのますせ何か取り付けのギャップを埋めるためのものとかそのような位置付けになります。
1:05:09	規制庁マツノえ数、
1:05:11	安全機能上の機能も持たせないし構造強度も持たせないっていう理解で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:17	よろしいですね。
1:05:20	はい、そのように理解していただいて構いません。はい、了解しました。
1:05:24	あとその前のページの 12 ページ目なんですけども、
1:05:28	この
1:05:29	2.1 の(1)のキャスク本体の、このシール部のところのステンレス高野。
1:05:37	肉盛り溶接を行っている。その目的はそのシール面の
1:05:42	防食を目的としてってもある。
1:05:47	この肉盛り溶接をその簿。
1:05:50	シール面の紡織として目的とする何かこう、
1:05:54	基準とか、
1:05:56	目安みたいなものはあるんでしょうか。
1:06:19	日立造船吉松ちょっと
1:06:22	ご質問の意図がわかりにくいところだったんですけども
1:06:26	肉盛り溶接を、
1:06:28	をする目安というのは、
1:06:34	衛藤。
1:06:36	何でしょう。厚さ等の規定等とか、
1:06:48	規制庁松野です。一応先行の
1:06:53	審査では、なかなかこの防食を目的として、
1:06:59	この肉盛り溶接を行っているっていう。
1:07:02	ことはあまり。
1:07:05	書かれてなかったのかなと思うんですけど、今回のこの
1:07:09	造船のこのBの型式証明の中で、何か明確に書かれてありましたので、
1:07:14	そのあたりのその理由考え方をちょっとお聞きした次第でございます。
1:07:24	日立造船の方からです。こちらのB52 の審査の方で、構造等の説明、構造の部分の説明をさせていただいたんですが、
1:07:36	主にそのプールに使えるということで某所腔を目的として、しているものなんですけど、
1:07:47	どうなのか。
1:07:50	すいません。
1:07:53	すいません規制庁サクライですけれども、52 の、
1:07:58	で説明してますとか、後ろの方ですね、P52 の
1:08:04	MA035A-RDx04 で概要を説明してるんですよっていう、資料に記載されているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:17	今回のこの申請の中ではまだ説明をされてないというふうに、
1:08:22	思ってるんですけど確かに、
1:08:26	今回の申請にあたって、
1:08:29	で、
1:08:31	前例のというか、許認可実績とかありますかって聞いたときに、B52 と見てるんですって。
1:08:38	以前はこういう説明したことがあるんですってというようなことは、お聞きしたんですけど具体的に、変な話今後ヒアリング 2 回目ですよ、2 回目か 3 回目です。
1:08:49	内容の説明としては受けてないのかなと思っているんですけども。
1:08:55	その認識はどうですか。
1:08:58	すいませんそもそも論の質問ですけど、
1:09:01	はい。日立造船の岡田です。
1:09:05	そうですね。我々としては逆にですねB52 と、バスキャスク本体という部分に関しましては、設計がもう同じで、
1:09:16	今回別に説明させていただいたバスケットは、同じような構造だけどもわかりにくい部分であるということで、さらに少し差分もその審査の中であるということで、
1:09:28	具体的に説明させていただいたという認識です。ですからキャスク自体は、当然寸法でとは多少変わります。当然収納体制が変わるので変わりますが、キャスク自体に関しては、もう完全に審査されたものと、
1:09:43	同じ層、ほぼ同じような形状ということで、理解しておりましたので、特別なその説明というのはご準備させていただいておりませんでした。はい。
1:09:55	そういう認識になります。
1:10:07	規制庁櫻井ですけども、確かに、初回の会合をするにあたって他、許認可実績とかある。
1:10:16	キャスクと、
1:10:18	比較できるものがあればそれと比較して、
1:10:21	下はしていいんじゃないかっていう話はしましたけれども、
1:10:25	その似ているからといって説明を省いて、
1:10:30	いいよって意味ではなくて、
1:10:33	資料の提出に関してもそのロビー52 型のバス、別紙 2-5 の真ん中でご説明いただいている資料に関しても正式に提出をいただいているので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:46	この部分についても、ます。
1:10:49	実際ヒアリング資料として提出していただいて、私はここに書いてあった んでも、印刷とかしましたけど、
1:10:58	日立造船から、
1:11:04	規制庁に正式に提出していただきたいっていうのと、同じであっても、
1:11:11	またヒアリング 2 回目のって、本体に関しても、
1:11:16	見てはいるんだんけれどもこういうキャスクですっていうのはご説明い ただかないと、多分審査としては成り立たないんじゃないかなと思いま すけど。
1:11:33	それで比較していいんですけど、B52 って一応貯蔵ハンガやってますよ ね。
1:11:41	北沢さん。はい。ご理解通りですはい。確かあの資料もはいこれから通 りちょっと
1:11:50	公開されてるものであってもその提出させていただくので来ていただ ければと思いますそそれの方が理解が深まると思いますので、今記載し てるものは、これはあれですけど審査
1:12:02	ヒアリング及び審査会合の資料として提出させていただくということで、
1:12:08	よろしいでしょうか。これは、
1:12:24	規制庁松野です。
1:12:27	多分時価の会合ではこの 16 条のキャスクの基本的安全機能をメイン に多分説明することになりますけども、
1:12:37	説明は、
1:12:38	補足説明資料、
1:12:40	の記載を説明するのではなくて、そのポイントをまとめたパワポ資料で、 会合では説明することになります。
1:12:51	具体的に、会合で質問あった内容に対して、
1:12:56	細かいところは、補足説明資料を個別に用いながら多分説明すること になるので、一応会合用資料としては、補足説明資料も一応机上資料 として配布することになります。
1:13:16	はい。日立造船岡田ですはい今のご説明ありがとうございます。です から必要なものはその都度その都度といいますか。はい必要なものを準 備させていただいて、引用しているものも必要だと思しますので、
1:13:28	その場合は準備させていただきます。
1:13:31	はい。
1:13:31	で、その上で、キャスクの本体の御説明ということですよこれは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:38	そう。
1:13:39	必要に応じて
1:13:42	前回の型式証明の申請の資料が用いれ使えるものは、ちょっと数検討させていただきたいと思いますので、また今のようにご質問あった場合は必要に応じてちょっと
1:13:53	確認させていただければと思います。はい。次、よろしくお願いします。
1:14:12	規制庁松野です。
1:14:16	等、
1:14:18	少し気になった点が、
1:14:25	介護のコメント回答として用意された、この別紙 4 のところの、
1:14:34	配置の考え方なんですけども、
1:14:38	この
1:14:39	別紙 1 の A4 の 1 ページ目の 3 ポツの方針で、
1:14:46	基本、
1:14:48	配置 1 から 4 まで、
1:14:53	最高燃焼度。
1:14:55	が高く、被覆管の制限温度が何か高いものが基本。
1:15:02	中央部に配置されて、低いものが大体、アノ会外周部の方に、
1:15:07	配置されると。
1:15:10	その中で、
1:15:12	別紙 4-8 のところ
1:15:16	安全機能の評価方針で、
1:15:19	それは 1-1 から 4 があって、
1:15:23	縦に四つの安全機能。
1:15:27	が書かれてるんですけども、
1:15:31	限界は、
1:15:33	高燃焼度 8 が一番保守的になるので、それで評価したっていうのは理解できるんですけども、
1:15:41	そのあとの遮へい除熱。
1:15:45	閉じ込めで、
1:15:47	除熱がこれ二つに分かれてあって、
1:15:55	配置 4 で代表されるものと、
1:15:59	その下の、
1:16:02	ここの説明をちょっともう一度、
1:16:05	お願いできますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:10	はい。日立造船の岡田です。はい。ここの 14-8 の米津の評価ですが、
1:16:17	基本的には、AII評価はすべて配置位置からは 14 まで、除熱の解析評価は実施しております。
1:16:26	その上で、キャスクに関しましてはキャスク分と、燃料被覆管の温度というふうに二つ分けして、評価を考えておりまして、一つ目の
1:16:36	構成部材温度については、
1:16:39	ですからキャスク本体、蓋部等のキャスク本体、燃料以外の部分に関しましては、
1:16:44	発熱が最大となる、つまり、熱量が最大となりますので、温度も、キャスクとして最大となるのが、この配置 4 の、
1:16:56	発熱最大となるという表現にしております。ですから、一番発熱配発ん中の熱量が高いもので評価することで、構成部材は、それぞれの部材が最高の温度になるとは 13。
1:17:10	た位置に配置に、1 よりも高い発電所となるので先ほどんとなるということで、米津の構成部材に関しましては、1 本を代表と、
1:17:20	指定日、示しております。
1:17:23	実際には、配置 1 から 4 までは、それぞれ燃料被覆管の温度の評価のために、ドレス評価を実施しております。ですからに二つ目の燃料機関の評価においては、
1:17:36	それぞれ四つの配置の表除熱評価を実施しております。
1:17:42	その上で、
1:17:43	ちょっと表現がちょっとうまくなかったかもしれませんが、一番、ねり負荷温度が最高制限温度が 300℃、
1:17:52	もの、
1:17:53	高燃焼度 88 燃料及び小、
1:17:58	新型 85 人ぐらの燃料、その中で一番高い温度のものを、がこの配置 4 にし生じるということで、1 本の高燃焼度 8 燃料の最高温度のものの結果を申請書に記載しております。
1:18:13	一方で、新型 8 燃料及び阿智 8 燃料、こちらが最高燃料、年間の最高温度が 200℃以下であることという制限がございますので、
1:18:25	この配置位置から 4 の中で、この対象の燃料で一番最高の温度となるものを代表として、申請書に記載している、それが配置 3 の新型 8 燃料であるという、
1:18:38	ような考えで、こちらの図表をまとめました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:43	はい、以上となります。規制庁、松野です。除熱
1:18:49	あれですね配置の 1 からは 1-4、もうすべて評価をやって、その中で、配置の 4、
1:18:56	もしくは、
1:18:59	だから、その遮へいと閉じ込めと違って除熱は、
1:19:04	すべての配置で評価をやってると。
1:19:07	で、
1:19:08	遮へいは、
1:19:10	特にこれは 1-1 からは 1-4 すべてやってるんじゃないんではなくては 1-4 を代表して、評価をやってるその理由としては、
1:19:18	線源強度が最高になるっていうことで、
1:19:22	配置の 4 のみの評価。
1:19:24	閉じ込めも、
1:19:27	構成部材の温度が最高となるのは 1-4 だから 1-1 から 3 は、評価を行ってなくて 1-4 でやってる。だから、
1:19:36	除熱筒と対抗遮へい閉じ込めでは、その辺、その代表性の考え方が間違うということでした。
1:19:46	詳細はまだ個別の、
1:19:50	知久城野。
1:19:52	成立性見通しの中でちょっと確認したいと思います。
1:19:59	はい。日立造船の岡田ですはい。ご理解通りです。はい。ありがとうございます。はい。
1:20:10	すいません規制庁の方でございます。
1:20:13	要は、
1:20:17	あっちの、あちらの方の貯蔵の方で、
1:20:23	特定企業じゃない方のね、B52 でもいろいろこれ議論になった話というふうに記憶してるんですけども、要は、遮へいとか何とかっていうのはソースタームがでかいとか、線源強度がでかい一番高くなるような、
1:20:38	キャスクの能力に応じた話ができる。で、所除熱については、高燃焼度とか 8PJとか、こういうやつっていうのは、
1:20:49	水素再配向の問題から、等で被覆管の最高温度が 300 度まで許容されると。ただし、
1:21:01	いわゆる 88 とか、新型 88 っていうのは、被覆管は、200 度までに抑えなければいけないと、69 大敗も収納させるということ、
1:21:13	中心部に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:16	非常に燃焼度の低いやつ、かつ、冷えた燃料っていうことを満遍なく入れるんだっただけでできるかもしれないけれども、基本的にいろんな燃料をそれぞれあるから、
1:21:28	周囲に配置させたいと、中に配置させたときに、それ新型 88 とか 88 の燃料は 200 度を超えない説明をしたいという、
1:21:42	いうふうに理解したんですその理解で正しいでしょうか。
1:21:49	はい。日立造船の方はご理解通りですはい、ありがとうございます。
1:21:54	すいません。ちょっと、それであればですね、一応そういうふうを書いてあるんですけども、どこがどの程度の温度かっていうことはちゃんと明確にしてちゃんとこの、
1:22:07	逐条の説明の時にですねかつ、被覆管の温度がそれぞれクライテリアに対して、
1:22:18	普通であればね、真ん中のところは高いよっていうことで済むかもわかんないし、これヘリウムだからそんな問題ないかもわかんないけど多少横置であれば、若干上の方に
1:22:29	燃料の温度が高くなる、シフトする可能性も否定はできないと思うので、その辺も踏まえて丁寧にいよいよ恒久への特性とかですね。
1:22:41	その上とかですね 200 度に着目した評価の結果なりね、その結果がちゃんと妥当であるとか、
1:22:52	あわせて、今設計で今、目論んでいる Good 方針で考えている、その配置配置なり、その就労を
1:23:04	したいという、そもそもの考え方に対して適合しているということがマッチするような説明をしていただきたいと思います。よろしく願います。
1:23:18	はい。北澤さんわかりますはいはい。個別の評価のところの説明させていただきます。ありがとうございます。
1:23:25	すみません。除熱の燃料被覆管の注 1 の、
1:23:31	説明って私は見つけられなかったんですけどここにありますか。
1:23:37	別紙 4 の厚いの。
1:23:40	注 1。
1:23:50	日立造船の方、すみませんこの注 1 はちょっとすみません
1:23:56	誤記と動きになります。はい。申し訳ございません。
1:24:04	もともと早野湖の配置さんは市野に書くような内容は、ちょっと枠の中に書いた時にすみませんちょっと誤記として残ってしまいました。申し訳ございません。
1:24:38	すみません。はい。デイ・シイ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:42	今の別紙 4 からちょっと離れてしまうんですが、電子産のバスケット材料の適用についてで審議はい。
1:24:51	新規材料採用ガイドラインのところの説明をもうちょっと詳しくお願いしたいんですけど、画面共有していただけるってことで、
1:25:01	出してもらってもいいですか、そこら辺を。
1:25:05	日立造船は 4、4 でというか、適用す。
1:25:11	してるのかっていうことと、
1:25:25	この材料規格ガイドラインのその手法使えば、合えば、もう、
1:25:32	事業者、メーカー事業者がワーで、もうその材料は適。
1:25:38	ようできると。
1:25:40	判断していいってことなんでしょうか。ちょっとそこら辺が読めなくてですね。
1:25:49	この 2、
1:25:50	日本機械学会とかに何か出して、はい、OKですよとかそういうのもらうものなんですか。すみませんそこからで。
1:25:58	ですけど。
1:26:00	このガイドラインに沿って、その化学成分とかもほぼ似てるし、
1:26:14	あ、はい、日立造船の方でまず画面を共有させていただきますはい。
1:26:33	すみません。まず日立造船の方からです。まずこの材料に関しましては実在である、つまり国際規格の材料であるということで、また企画課が規定されてる材料の場合というこちらの方を、
1:26:47	引用といたしますか、して、評価をいたしました。
1:26:53	で、規定として常に実在で認められてるものですので、こちらの
1:27:04	設計広告って材料系自体は
1:27:11	規格として含まれているという確認の上、その設計に必要な物性値を別途求めるというような考えで、
1:27:20	しております。ですからこの次のページの、すみません。
1:27:26	関理事長なこの
1:27:29	設計引張強さだったり、
1:27:32	そして
1:27:35	を求めるという考えをしてます。
1:27:38	この設計を求める
1:27:41	引張強さというのが、
1:27:44	これが、
1:27:49	こういった高温領域の値というのが、図材料自体に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:56	必要になりますの評価に必要になりますので、それぞれ付録 1 の
1:28:01	この降伏点の購入機の交付線であったり、
1:28:06	そして、付録 2 の、このA1 すみません、うまく出ないですが、
1:28:12	設計引張強さ、こういったものを求めて、そしてその上で設計に必要な
1:28:20	物性値ですからこの別紙 3 の方にばかり書いております。
1:28:27	1 種別の 3-4 の設計応力強さ S_m だったり、
1:28:33	影響引張応力 S だったりを求めるという考えでやっております。すみませ んもう一度説明しますと、この高温領域の材料規格では高温領域の物 性値というのは特に規定されておられませんので、
1:28:47	今回設計に用いるために、別の 3-6 に示すような施工 9. SIのこの高 温に生きまでの物性値の取得、そして、
1:29:00	別の 3-7 に示すような設計引張強さ S_u 、こちらの物性値の取得を行 う、そしてその上で、
1:29:09	そのトレンド曲線等で分析を決めて
1:29:15	設計応力強さだ、設計引張応力を設定するという考えやり方で、物理を 設計のための物理値を取得しております。
1:29:44	条線ヨシダです。
1:29:48	新規材料採用ガイドラインに従ってやってますよというところのそもそ ものところろうといえますか、金属キャスク構造規格くうの中で、
1:30:02	認められてない材料を使いたいというところでおそらく登坂真木カクウ本 来、この新規裁量採用ガイドラインが
1:30:15	想定しているといえますか、
1:30:18	これ自体は企画に対して材料を使えません。なんていうか、規格に、そ の材料を使えるものとして認めさせるための、
1:30:30	ガイドライン。
1:30:32	んだというふうに認識しているんですけども、
1:30:36	そちらの個別、個別といえますか規格である以上、汎用的なといえます か。衛藤。
1:30:45	ある程度ユーザー側で利便性のあるものでないと、規格への取り込み というのは基本的にはなかなか、
1:30:55	腰が重いといえますか。
1:30:57	そういったところに対して、衛藤、同等の評価をした上で
1:31:08	使える。
1:31:10	であろうという判断ができるだけのデータはそろえましたというところで 衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:16	規制庁さんにそちらの材料を使うことを認めていただきたい。
1:31:21	という、
1:31:24	伊藤。
1:31:25	こちらに記載させていただいております。
1:31:32	規制、規制庁のトガサキですけど別紙の3の、
1:31:37	1の、
1:31:40	その1報II
1:31:42	—最後のパラグラフの、
1:31:45	まずここで
1:31:48	こういう雑名では、
1:31:53	規定されてない材料についてはこの点ぷーで、
1:31:59	データ整備すればいいというふうに書いてるんですけど、このですね今回ちょっと添付はちょっと見せていただいたんですけど、
1:32:09	そういうことが書いてある部分というのはどう、まず、どういうふうに書いてあるのかっていうのを、
1:32:14	ちょっと教えていただきたいと思います。
1:32:17	だから、
1:32:19	ここ、このあれですねこの詰めの
1:32:24	2012年の材料規格に、
1:32:27	この添付がついていて、その添付の位置付けていうのがこの、
1:32:32	規格に書かれてるっていう理解でよろしいですか。
1:32:56	はい。日立造船の岡田です。はいジャイロ器架空はこちらのはい下の部分書かれているデータを整備することで、というふうに認識しておりますが、もう一度確認させていただきます。
1:33:08	これやはりもう少しちょっと、何かちょっと整理させていただければと思います。はい。
1:33:14	はい規制庁の所です。実はその部分をちょっと説明していただきたいのとあと、今度曾我ガイドラインの
1:33:22	この191ページっていう、
1:33:25	1ポツの一般事項というのを見ると、
1:33:30	この図アノ材
1:33:33	この規定に規定されてない新たな材料というのは、本ガイドラインに沿って、
1:33:39	委員回位での審議に必要な資料を提出することっていうふうにならされてるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:47	こういう新しい材料をする、使う場合はこの委員会の方に、
1:33:54	何か資料を提出する。
1:33:56	ことになってるのではないんですか。
1:34:01	はい。日立造船の尾形です。これを進めの材料の中に載せる場合の、これは次正式な手順となっておりますので、材料に載せ、このバスケット
1:34:13	と材料を使うという観点を超えて、材料を登録するという時の手順になりますので、はい、その場合にははいこちら書かれてる通り、
1:34:23	委員会に提出となります。はい。
1:34:28	ですからこのあくまでもJASMINEにはこういう新しい材料を使う場合は、ちゃんとこういう点でデータを、
1:34:36	集めて、ちゃんとこの委員会に提出しなさいという規定が書いてあるだけで、
1:34:44	を独自に何かテストとかをすれば使えますっていう規定にはなっていないという理解でよろしいですか。
1:34:55	はい。北澤さんの方ではご理解通りいいです。はい。
1:34:59	わかります。それで
1:35:02	日立造船さんの考えとしては、手続き的にはそういうJAS弱面で、新しい材料を認めてもらう手続きがあるんですけど、
1:35:15	その同じ手続きを使って、規制庁にデータを説明して、規制庁に認めてもらいたいという、そういう考えという理解でよろしいですか。
1:35:28	はい。立沢さんの方でははいご理解ご理解の通りです。我々の考えはおっしゃる通りです。わかります。規制庁のところ、それがちょっとどこそいうやり方がいいかっていうのはちょっとまた別途考えますけど。
1:35:43	その時に、
1:35:45	先ほど説明があった、ここのガイドラインの中では、
1:35:50	193 ページの 2 ポツ 2 を用いますっていうご説明があったんですけど、
1:35:58	それで、
1:36:00	国内機カクウに規定される材料については、
1:36:05	というので適用されて、
1:36:08	この(1)から(8)までっていうことで、
1:36:11	それで例えば、
1:36:14	さっき(5)、4 の説明があったと思うんですけど、
1:36:18	この 4 の場合は、
1:36:21	再試験もしくは評価って書いてあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:24	この再試験をやったのか、評価なのか。
1:36:28	というのはどちらになるんですか。
1:36:36	はい。日立造船の方でこれは規定が
1:36:40	あるものでJASMINEがあるものじゃないので評価、新たに評価をしているという我々認識がありますじゃ最初再試験ではないんですか。
1:36:51	再度の確認というものではなくてこのを新規にこの材料の構造特性を取得したと。
1:36:58	いう考えです。ですから再試験なのか、評価の方ですけど、評価評価と考えております。そういう試験では再試験ではないんですね。
1:37:12	それでだ、何が言いたいかというこのガイドラインのどこの部分を、使われたのかっていうのを、
1:37:21	ちょっとわかるよう2していただきたいんですけど。
1:37:28	2ポツ2のその格好で4は、
1:37:32	評価で評価を行ったとかですね。
1:37:36	先ほどの補足説明資料の別紙3-1の、この2ポツの真ん中のパラグラフグラフを見ると、
1:37:45	化学成分は同等。
1:37:48	いえるので、
1:37:49	0熱間圧延講座であるので、クリー戸谷長期健全性の観点では問題がないって書いてあるんですけど、この部分は、
1:38:01	爪のアノ期、
1:38:03	規格を引用されたのかあと、だから、結局引張特性だけを再評価されたのか。
1:38:13	ていうのがちょっと、
1:38:14	この補足説明の関係と、このガイドラインで、実際に今回新たに取得されたデータとの関係がわからないので、それをちゃんと説明していただけますか。
1:38:31	はい。日立造船の岡です。はい新たに取得したのはこの高温費引張りの特性を取得しまして、
1:38:41	一方で
1:38:43	もともとの線膨張係数であったり
1:38:48	縦弾性係数といったものは、もともと同等のJIS材であり、熱つてであることから、そもそも雑目自体も、
1:39:01	縦弾性係数であったり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:05	線膨張係数であったりというのは、材料の種類によって規定されているもので、個別に例えば具体的な材料を個別で設定するものではないので、我々の考えとしては、
1:39:16	同等の材料であることを確認できれば、つまり化学成分だったり、強度で強度がほぼ同じだったりするものが、と同じ。
1:39:25	より同じものであるものを確認すれば、詰めのそういった評価は、同等であるというふうに考えられるという思想のもと、
1:39:37	カナダ性係数であったり先方と件数だったりといった取得はもう特には
1:39:43	これは評価をしておりません。
1:39:45	一方で設計に用いる物性値としまして、先ほどの設計引張強さ
1:39:53	設計応力強さ S_m であったり、超引張応力というのは材料固有のものであるという考えのもとですから、これはそして
1:40:04	材料の設計降伏点であったり設計引張強さから設定できアノするものであるということからこういった、高野、
1:40:12	特性を取得するという考えでやっております。
1:40:16	規制、規制庁のトガサキです今お話をしたのは、100、ガイドラインの193 ページの
1:40:24	2 ポツ 2 の、
1:40:26	(1) から (8)。
1:40:30	以外それ以外の材料特性、材料については 2 ポツ 1 項の規定する資料の提出が必要となるって書いてあって、その上に
1:40:40	(22) の中に、
1:40:42	D で縦弾性係数とかっていうのがあるんですけど、それのご説明をされたというふうに理解でよろしいですか。
1:41:00	はい。非道っす。
1:41:03	はい。一つそうですねご理解の通り、のはずですちょっと資料の方が具体的にどういう項目を評価してというようなところが明確になってない形になっておりますので、
1:41:15	そちらのところはわかるように、資料をわかりやすいように修正さしたいと思います。はい。規制庁のトガサキ様はですね本来はこのガイドラインに則ると、この何とか委員会に資料を
1:41:29	提出しろって書いて書いてあるんですけど、そこでちゃんと評価を受けるっていう、手続きが書いてあると思うんですけど、そういう手続きをとらないで、規制委員会、規制庁に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:41	ちょっと資料、データとかを説明するのでそこで認めてくださいっていうのであれば、その
1:41:48	委員会に提出する、
1:41:51	資料と同じ所条件ですね、条件とかその情報を、
1:41:58	まず規制庁に、
1:42:00	出していただきたいと思います。そのやり方で認められるかっちゃうのはちょっと別の問題として少なくとも最低この位、
1:42:10	企画の委員会に出す、このガイドラインに則って出す情報っていうのは、ちゃんと整理して出していただきたいと思います。
1:42:23	はい。田澤さん。はい。もう一度整理させていただきます。もう少し、
1:42:28	すいません。規制庁の方ですけども、材料としてはね、比較的普段使われてる材料と非常に近いものとはいえますね。
1:42:40	扱いからいくと、いわゆる材料特任に準ずる話ではないかと。今ご説明を聞いて、
1:42:51	思いましたので、これまでの、例えばボロン潜熱とかですねそういうものでどういう説明してんのかでは、例えば、今
1:43:03	口頭でいろいろご説明いただきましたけれども、例えばこういうものはこの、この材料はという範疇になるから、このグループに入るの、このブースはこれが使えますという丁寧な、
1:43:16	説明をされた上でですね、こういう決め方はええんが、機械がすめの、材料規格の新規材料ガイドラインに、
1:43:27	則ってやりましたと、いうことでそういうふうなね説明がねやっぱり
1:43:35	全部一応その新機材、新キー材料ガイドラインですかね、
1:43:43	これ全部乗っ取ってフルにやろう思ったらね、それこそアルミと同じような目に遭っちゃいますからねというところまでいかないにしろ、やはりこういうのを参照するんであれば、同等な情報で、
1:43:55	使えるものは何で新たに取らなきゃいけないものは何で例えば、例えばヒートとかね、チャージ数にしてもこう考えましたって、これと同等ですよっていうふうなことまでね、
1:44:07	ちゃんとその体系だって説明していただく必要があるんじゃないかなと思います。ですから、ゴリゴリっていうところまでいかないけれども、情報が網羅されるようにご説明いただければと思います。以上です。
1:44:25	はい、田井先生のお話ありがとうございます参考にしてはい今の、はい。参考にしてもう少し整理させていただきます。ありがとうございます。
1:44:37	規制庁のトガサキですあとちょっと別なコメントなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:43	別紙の 4 の
1:44:47	あれですね、配置の考え方で、
1:44:51	別紙 4-1 の 3 ポツの考え方と、あと実際の 1234 のアノは一位がちょっと、
1:45:01	これわあ、ちょっと何か対応してんのか対応してないのかよくわかんないのがあって例えば、3 ポツの一番、
1:45:10	最後の、
1:45:13	あれですねポツだと、これはそ外周部に新型 88 燃料もしくは 8 月に運用を廃止する。
1:45:23	というふうになってるんですけど制限を超える場合は、新型 88 入り込みマニュアル置き換えるって書いてあるんですけど、
1:45:35	このA4、6、
1:45:39	4-6 を見ると一番外周部の白いところは新型 88 燃料ってなってるので、
1:45:46	何か説明と考え方と、
1:45:52	実際のは一井が何か合っていないんじゃないかと思うんですけど、あと、
1:45:57	一つ目のポツの外周部に線源強度が低くなる。
1:46:02	物を置くって書いてあるんですけどな、高燃焼度 88 燃料を収納することには、
1:46:09	す、(3)の
1:46:13	(4)もなってないので、こんなにをちょっと、この考え方でですね実際の配置の
1:46:20	説明が、配置がですね、何か合っていないような気がするんですけど、いかがですか。
1:46:30	はい。日立造船の原ですはい。もう一度確認させていただきますはい確認して整理させていただきます。はいありがとうございます。はい。
1:46:39	あと別紙 4-2 の、買う、
1:46:43	配置位置で、さっきちょっとお話があったんで、何かわかってきたような感じがするんですけど、この二つのパラグラフを見ると、
1:46:51	発熱量が高くなる燃料で、3 万 8000 円以下のものを中央に配置して、その他を外周部に配置するっていうふうになっていて、
1:47:02	か。
1:47:03	1 の配置を見ると、真ん中の方が発熱量が高い方で、周辺が、
1:47:12	低い不法になってるんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:15	これは真ん中に何で発電所が高いのを置いて、低いの外側に置くのかってのがちょっとわかんなかったんですけど。
1:47:25	それはあれですか発言せよが高いのを置いたとしても、200度の制限とかを満足できるような評価をするっていうことで、
1:47:33	厳しい条件を設定してるって意味なんですか。
1:47:39	日立造船の吉田です。配置位置において内側が燃焼度3万8000円後でパートン以下の新型8燃料が中央部にあって、
1:47:51	周りを3番目があったデパート以下の8年でまた新型8燃料にしているところの
1:47:59	理由、理由といいますかこの内側が、江藤先生は高いものにしてるところなんですけれども
1:48:07	ちょっとこれ、設計上遮へいの問題といいますか、他の配置のところを見ていただくと燃焼度の外周部に置いてある燃料の燃焼度が、
1:48:19	3万5000メガワットパートン以下にすべて押さえてあるというのがわかるわかりいただけるかなと。
1:48:26	思うんですけども、
1:48:29	ちょっと外周部に配置する燃料につきましてはちょっと車形状の観点から燃焼度を一に抑えるということがございまして排気位置におきまして内側に発熱量が高い様発生メガワットでパッドのものを
1:48:44	配置するというような結果になっております。
1:48:47	規制庁の所です。その外周部2、社員の観点で、発熱量、往復低いものとか、冷却の長いものを置くってのはわかるんですけど、
1:49:00	この廃止位置っていうのは、さっきの4-1の3ポツの説明でも、
1:49:07	これの効率的な運用のために、
1:49:10	おきますっていうので、その理由を見ると、
1:49:15	4-2のところ、生下、被覆管の制御云々と同じなので、発熱量が高くなるものを真ん中に置いて、低いのを外におきますというだから、
1:49:28	ちょっと発熱の観点からの説明をしてるんですけど。
1:49:31	ちょっと、
1:49:33	理解できなかつたんですね何で厚く厚くなるものを真ん中に置いて、BS Eのその外に置いてるのかってのがちょっとわかんなかったんで、遮へいの観点だったら遮へいのことを書けばいいと思うんですよ。
1:49:46	発熱の観点で、この説明がちょっとどういう意味を持つのかっていうのをちょっと考えていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:03	はい。日立造船の形は1に関しましては先ほどヨシダ説明した通り、主に遮へいの観点ということで、こちらの表現についてはもう一度検討させて、失礼、必要に応じて見直す、させていただきます。ありがとうございます。
1:50:16	すいません問わず、発熱観点で厚あつつい、注意を
1:50:24	あれ下げて真ん中を下げるという歯とか、そういうのもあるんですか。
1:50:32	日立造船一緒です。発熱の観点だけを見た場合には、周囲が発電所高くて中畑先生低いつてした方が、
1:50:42	中央部、一番うんと高くなる場所の御最高温度は下がる可能性があるルールんですかねえ。
1:50:50	実際のところ総発熱量を、
1:50:54	最高温度キーワード言ってしまうかなという気もしますが、はい。
1:51:04	いずれにしろちょっと遮へいと発熱の観点でちょっと喉、どういうふうに考えられたんかちゅうの。
1:51:11	説明をお願いしたいと思います。
1:51:15	煤は一井の場所の考え方の説明も少し補強というか申請、正確でないところがあればちょっとそちらの方、検討したいと思います。
1:51:35	すみません、規制庁の方ですね非常に基本的なところをちょっと教えて欲しいんですけども、まず1点、先行の申請とかですね日立造船さんの日立造船の設計がどうなってるかっていうところもあると思うんですけど、
1:51:49	これ一重谷井市村線列にしていますよね。他のこれまでいろいろ先行の特定兼用と、
1:51:59	とか、兼用キャスクの申請で一次蓋で、比較的ほとんど炭素5だったと思うんですけど、この非造船すんが、一次蓋の材料ステンレス
1:52:13	を選んでもという設計の考え方、そう、そっちが優位だという考え方はどこにあるのかちょっと教えていただけないでしょうか。
1:52:25	石堂前の飯尾です。
1:52:27	他社さんのことはちょっとわかりないんですが我々は、
1:52:33	確かに、
1:52:35	端側とステンレス比較してですね、渋田は燃料プール中で取り扱うということで、
1:52:43	いろんな防水措置が必要と。
1:52:46	ということで、
1:52:51	端側で作ったにしても、いろんな貫通孔ですとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:56	いろいろな細かいところ、防錆措置のためにステンレスを結構、
1:53:01	埋めていかないといけない。
1:53:04	かなり構造が複雑になるという考え方、という見通しがありましたので、
1:53:09	アフターそのものをもうステンレスですか、作ってしまうと。
1:53:15	いうふうに判断して、
1:53:17	一次蓋そのものも、
1:53:20	戦列高、
1:53:24	構成図というふうに、
1:53:26	しております。
1:53:29	以上です。
1:53:30	はい。大体わかりました
1:53:33	ただ非常にね、比較的温度の高いところでご存知の通り、線膨張係数は、ステンレスと炭素高で大分違うところもありますので、
1:53:47	さほどの問題はなるということはないのかもしれませんが、例えば温度差に伴って相対位置のずれとかですねそういうところについては、
1:53:58	この証明の段階ではないかもしれませんが、明確にその辺の影響が大という説明は今後よろしくお願ひしたいと思います。
1:54:15	日立造船大屋です。
1:54:18	詳細設計、
1:54:20	としてなるのか。
1:54:23	設計承認、
1:54:25	そういった段階になると思うんですけど、その辺りでご説明することになるかと思ひます。
1:54:32	以上です。
1:54:39	補足説明の 5、5 ページ目の、
1:54:44	下、
1:54:46	(3)の
1:54:48	修復性に関する考慮っていう、
1:54:53	ところの説明なんですけど。
1:54:55	あれですが、ガス系統を交換して、修復できる設計とするっていうのと、一次、布田が、
1:55:06	その当時向きの異常がある場合には、三次豚を取り付けというのがあ
1:55:12	あの後に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:15	なお書き 6 ページのなお書きですね。
1:55:19	ですんでそこは設置許可時、申請時に別途確認されるって書いてあるんですけど(3)となお書きの関係ってというのがちょっと
1:55:29	ちょっとわからなかったんですけど教えてもらえますか。
1:56:15	日立造船吉田です。
1:56:17	江藤。こちらの 5 ページ目から 6 ページ目にかけてのところでは、当間家、(3)といったような 5 ページ目の(3)の肅正に関わる完成高量のところで、
1:56:30	衛藤キャスクとしましてはHitz-B60 型としましては、江藤、構造として、この 2 部田野金属ガスケットを交換してとじ込み機能を修復できる設計とするというところで、
1:56:42	設定させていただいております。
1:56:45	それに対して具体的に施設側で、
1:56:52	異常時に祝贺できる。
1:56:54	状態にする状態であるというところの確認が、衛藤設置変更許可申請時に確認される必要があると。
1:57:03	いう。
1:57:04	認識です。
1:57:06	規制庁のトガサキです。そうするとこの取りかえられる構造になってるっていうところまでがキャスクの方で見て、
1:57:15	具体的なその取りかえについては
1:57:18	設置許可の方で見るという、そういう整理ですか。
1:57:24	はい、齋藤先生その通りです。その通りの認識でおります。
1:57:28	で、何か 6 ページに何かそこら辺の追記って何でできないですか
1:57:33	だからその効果が金属ガスケットの交換等んの。
1:57:38	収集せ、あれ。
1:57:40	修復性については、
1:57:42	設置許可のところでは確認されるとかですね。
1:57:51	はい。江藤。6 ページ目のなお書きのところですねとじ込み機能の異常に対する修復性の綱領をもう少し砕いて、
1:58:01	記載し、
1:58:02	しますというところでは、了解いたしました。
1:58:13	ただ設定としてあれ、フィーバスけど交換
1:58:28	はい。
1:58:29	あと、同じ 38 ページの、この間霜田同じ話だと思うんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:36	これもう、
1:58:39	ここのな監視ができるようになってますってところまではキャスクの方で見て、
1:58:44	具体的な
1:58:47	監視員については、これは設置許可のほうで確認というそういう理解ですか。
1:58:56	はい。鬼頭先生、そちらも相当そのような理解、伊藤で記載しております。
1:59:03	ちょっとなんか、7 ポツ 2 の要求っていうのがだから、
1:59:07	確認内容っての二つ書いてあるんですけど。
1:59:11	この上のあれで(1)っていうのはこれはキャスクの方で見みて、
1:59:16	この下の枠の方は、
1:59:20	これは設置許可の方で見るっていう粗相そういう書き分けられてるということですか。
1:59:35	はい日立造船の原です。はい 7 ポツ 2 の上側のところがキャスクであ い下側が設置許可変更許可というふうなはい区分けになっております。 こっちの方はそういうふうにちゃんと明確になってると思いますので、
1:59:50	先ほどのちょっとキャスク側で見るのと、
1:59:54	施設側で見るのがわか分かるように、
1:59:57	ちょっと考えてもらえればと思います。以上です。
2:00:48	すいません。ここの資料になるのかちょっと。
2:00:51	他の会社で忘れちゃったんですけど、県、
2:00:56	シール材として、24 ページで金属ガasketってあるんですけど多分 20 のリングになるのかな、ちょっとあれですけど。
2:01:06	についての多分、金属ガasketだから閉じ込めのところに入るのかな と思うんですけどそれらの詳しい形とか、
2:01:18	視しようというか、鮮烈なのとかかも、閉じ込めのときにでもいいので、 説明してください。
2:01:27	他社もやってると思うんで、同じだと思いますけど。
2:01:31	アノと事故名。
2:01:33	での多分キーとなる。
2:01:36	ぐらいというかだと思うので、はい。
2:01:41	はい。課長補佐の岡田です。はいご理解通りはい、閉じ込めのところで 説明させていただきます。はい。すいませんももう一度になっちゃうんで すけどさっきの例えばバasketのところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:53	御説明をHitz-B52と同じです。本体もそうなのでしょうけど
2:02:00	ここ省かずに、この
2:02:03	貯蔵側でご説明されたような資料、同じやつでもいいですしちょっとリバイスかけてもいいと思うんですけど。
2:02:10	そういう資料を、今後の、
2:02:13	これに入れるか、
2:02:15	江藤他の安全機能のところに入れてくるか、強度のところか、ちょっと。
2:02:21	あれですけど、
2:02:24	貯蔵側で出したような紙資料を入れてください。
2:02:30	ていうことをさっき最初の方でのコメントとして言ったつもりなんですけど、よろしいですか。
2:02:40	はい。日立造船の尾形です。はいはい。対応させていただきます。はいキャスクの説明というところが、多分不足してると思いますので、一部52型のキャスクの御説明自体もちょっと、
2:02:53	検討して準備いたします。バスケットに関しましては、また今、ご提示させていただいてるもので、審査の中で、不足が出てくればまた追加で検討いたします。はい。
2:03:05	でございます。
2:03:14	規制庁松野です。本日のヒアリングでの記載事項の確認、及び質問については以上となりますけども、
2:03:25	全体を通じて何か、日立造船から確認したい点は、
2:03:31	ありますか。
2:03:39	はい。日立造船の方ですはい特にございません。ありがとうございます。
2:03:43	本日はこれでヒアリングを終了したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。